

延滞金に関する条例改正

●松田町下水道条例等の一部を改正する条例
 地方税法の改正に伴い
 下水道使用料・後期高齢

者医療保険料・介護保険料の延滞金の利率を引き下げるものです。

その他の条例改正・ 人事案件など

●松田町消防団条例の一部を改正する条例

●松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例

この2件の条例改正は、消防団員と交通指導隊員の出勤に対して、危険手当を新設するため、改正するものです。

●松田町町営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、入居者の資格を改正するものです。

●松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

入園料の納付期日について、保護者及び納付業務の負担軽減を図るために、改正するものです。



松田幼稚園・豆まき

●監査委員の選任について

代表監査委員が、12月20日で任期満了となるため、次の方が選任同意（再任）されました。
 氏名 遠藤 孝生 氏

●教育委員会委員の任命について

教育委員5名のうち1

『消費税及び地方消費税の税率引き上げに関する条例改正』に反対する討論

寺嶋 正 議員

議案第54号「松田町有施設使用条例の一部を改正する条例」から、議案第67号「松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」まで、消費税等の税率引き上げに関する14議案について、反対の立場から討論させていただきます。

私は、消費税の増税は多くの者の給与が下がっている状況のもとで、景気をどん底に陥れるものだと思っております。これらの条例が改正されますと、平成26年4月から水道料や下水道使用料を始め、多くの町施設利用料の消費税が現在の5%から8%に引き上げになります。

この条例改正によって、低所得者や社会的弱者の税負担は確実に重くなります。逆進性があるとも言われる消費税の増税は、町民感情からも拙速に行うべきものではありません。もう少し時間をかけ、真剣に考える問題でないかと考えます。

日本共産党は消費税に対する立場を超えて、消費税の増税中止一点について、国民的共闘を呼びかけております。党の一員として、今回の『消費税及び地方消費税の税率引き上げに関する条例改正』の14議案について、反対するものです。

審議の結果

以上の議案等を審議し原案のとおり、可決・同

名が、12月19日で任期満了となるため、次の方が任命同意（再任）されました。
 氏名 鈴木 良三 氏

意しました。詳しくは、左の審議結果一覧のとおりです。
 軽減税率を導入されるよう、国への意見書提出について請願された。

審議の結果

●請願第1号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出」について
 請願人2名より、消費税税率改定の際に新聞への
 松田町議会の権限外の事項のため不採択とし、国への意見書は提出しないことになった。



交通指導隊の街頭指導(松田小学校入口)